



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 9 7 号 令和 4 年 9 月 9 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 6 0	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課
5 6 1	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
5 6 2	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
5 6 3	土地改良事業計画を定めた件	同
5 6 4	道路の区域を変更する件	道路整備課
5 6 5	同	同
5 6 6	同	同

徳島県告示第五百六十号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 ー・（シクロブチルメチル）・N・（ニ・フェニルプロパン・ニ・イル）
ーH・インダゾール・三・カルボキサミド（通称 CUMYL・CBMI
NACA）及びその塩類

- 2 化学名 「（ニS、四S）・二、四・ジメチルアゼチジン・ー・イル」「（ハR）
・六・メチル・九、十・ジデヒドロエルゴリン・ハ・イル」メタノン（通称
LSZ、LA・SS・AZ）及びその塩類

- 3 化学名 ー・（四・フルオロ・三・メチルフェニル）・二・（ピロリジン・ー・イ
ル）ペンタン・ー・オン（通称 四・fluoro・三・methyl・α
・PVP、MFPPV）及びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため
効力が失われた日

令和四年九月九日

徳島県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス海陽店

海部郡海陽町大里字杉谷七八番地三ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和四年徳島県告示第二百五十七号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により海陽町から聴取した意見の概要

住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保並びに生活環境の悪化の防止のための対応策については十分に配慮し、トラブル等が生じた場合は誠意をもって対応すること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び海陽町商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和四年九月九日から同年十月九日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
小松島市芝生町	令和四年八月二十五日
田野芝生土地改良区	

徳島県告示第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

オソノ池地区

二 申請人

美馬市脇町字小星二一〇番地 藤田和男ほか八名

三 縦覧期間

令和四年九月十五日から

令和四年十月十八日まで

四 縦覧場所

美馬市役所

徳島県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
鳴門池田				阿波市阿波町大道北二二五番一地先から 同 五三 番四地先まで		旧	七・三丁二二・九	二八二・五
同				新			九・六丁二三・四	二八二・五

徳島県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 5		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地 の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
徳島吉野				阿波市吉野町西条字中小 路三八番一地从先から 同 字出口 四八番一地从先まで		旧	七・八〇・八・三	二二九・四
同				新			一四・〇〇・一四・九	二二九・四

徳島県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和四年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

106		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
穴吹塩之江				同	美馬市脇町字梨子木三六 四番一地先から 同 番地先まで 五八	旧	四・一〇・五	二二〇・〇
同		新				敷地の幅員 （メートル）	八・九二五・一	二二〇・〇